

平成 25 年労働災害発生状況の分析

1 概況

(1) 労働災害は、労働安全衛生法の施行当時の 1972（昭和 47）年頃から 3 分の 1 以下に減少している。

しかしながら、死亡災害については平成 24 年の 1,093 人から 1,030 人（前年比 63 人・5.8%減）へと大きな減少となったものの、三桁台を目前にして平成 21 年から増減を繰り返し、足踏み状態にある。（図 1 参照）

一方、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は平成 24 年の 119,576 人から 118,157 人（同 1,419 人・1.2%減）と 4 年ぶりの減少となった。（図 2 参照）

(2) 平成 25 年の災害を業種別に見ると、死亡災害は業種ごとの違いはあるものの概ね前年と同程度か前年を下回っている。（表 1 及び 2 参照）

一方、死傷災害については、製造業では平成 24 年の 28,291 人から 27,077 人（同 1,214 人・4.3%減）へと大幅な減少となるなど、多くの業種で減少しているが、一方で建設業では 17,073 人から 17,189 人（同 116 人・0.7%増）へ、陸上貨物運送事業では 13,834 人から 14,190 人（同 356 人・2.6%増）へと増加している。（表 4 及び 5 参照）

また、近年、死傷災害の増加傾向が続いていた第三次産業については、平成 24 年の 51,850 人から 51,420 人（同 430 人・0.8%減）へと減少したものの、全体の 4 割を超える高水準で推移し、その減少幅も僅かであることから、減少傾向に転じたと判断することはできないと考えられる。

(3) 同様に事故の型別に見ると、死亡災害では建設現場の足場等からの「墜落・転落」による災害が 266 人、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」による災害が 132 人と、この 2 つで全体の約 4 割を占める。そのうち、「墜落・転落」は過半数が建設業で発生、「はさまれ・巻き込まれ」の約半数が製造業で発生している。（表 3 参照）

一方、死傷災害で最も多いのは、つまずきなどによる「転倒」が 25,878 人、続いて足場などからの「墜落・転落」が 20,182 人、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が 15,276 人となり、これらの合計が 61,336 人と全体の過半数を占める。（表 6 参照）また、近年の状況を経年的に見ると、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」は増加傾向となっている。

(4) 一度に 3 人以上が被災する重大災害は 244 件で、4 年ぶりの減少となった。死傷者数では、特に製造業、交通運輸業、建設業で大きな減少が見られた。（図 3、表 7 及び 8 参照）

(5) 平成 25 年に入って景気が緩やかに回復しつつある中、企業の生産の持ち直しや円安方向への動きによる企業収益の改善が設備投資の増加へとつな

がっている。このような、産業活動の活発化による労働災害の増加が懸念される中で、労働災害が減少に転じた一因として、平成25年4月からスタートした第12次労働災害防止計画に基づき、国、事業者、労働者が連携して災害防止に向けた取組を強化したことが考えられる。

一方、建設業や陸上貨物運送事業のように災害が増加している業種もある。建設業の増加の一因としては、東日本大震災からの復興需要に伴う建設需要が引き続き高水準にあること、産業活動の活発化による工事量が増加していること等が考えられる。陸上貨物運送事業の増加の一因としては、平成25年後半の自動車による貨物輸送量の増加等が考えられる。

第三次産業については、就業構造の変化に伴う労働者数が増加していることのほか、第三次産業の特徴として製造業や建設業のように重篤な災害が発生しにくく、事業者、労働者ともに安全に対する意識が不十分であることなどが、中長期的な災害増加の一因と考えられる。

2 各業種の災害発生状況

(1) 製造業の災害発生状況

(ポイント)

- ・死亡災害は 201 人（前年比 2 人・1.0%増）と微増する一方、死傷災害は 27,077 人（同 1,214 人・4.3%減）と減少した。
- ・機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」災害が 7,626 人（同 451 人・5.6%減）で 28.2%、「切れ・こすれ」災害が 2,972 人（同 126 人・4.1%減）で 11.0%を占めている。

(解説)

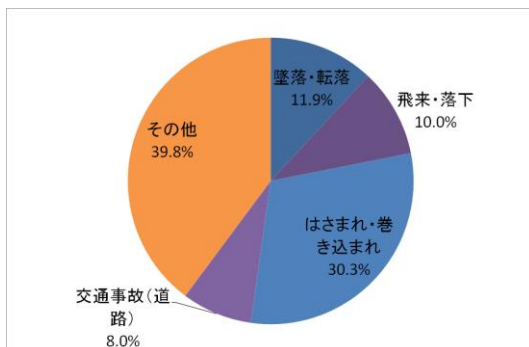
製造業の労働災害は、事故の型別に見ると、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」災害が死亡災害、死傷災害ともに最も多く、それぞれの約3割を占めている。また、「切れ・こすれ」災害を加えると、製造業での死傷災害の約4割が、機械・設備や工具・用具と人の何らかの接触により発生している。なお、これら両災害の割合は年々減少してきている（平成16年 44.2%→平成25年 39.1%）。具体的な事例としては、

- ・機械の稼働中に、機械内部の清掃や詰まりの除去、機械の点検・調整、部品交換などの作業を行い、回転部分に「はさまれ・巻き込まれ」
- ・稼働中のベルトコンベヤの点検・調整や異物の除去の作業中にベルトやプーリー部に「巻き込まれ」
- ・食品加工用機械など危険な部分に覆いの設置がなかったこと、原材料の送給・取り出し時に運転を停止しなかったり、用具を使用しなかったことによる「切れ・こすれ」

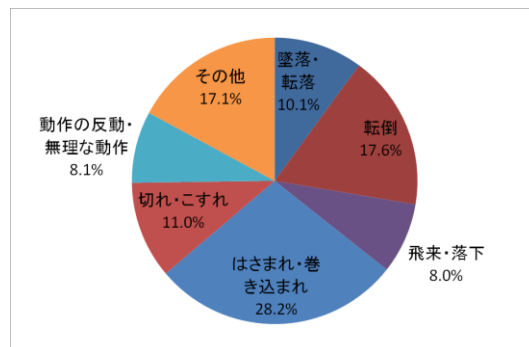
などがある。

また、他産業と同様、「転倒」「動作の反動・無理な動作」による災害の割合が年々高まってきており、平成16年の19.4%から平成25年の25.7%と6.3ポイントの増加となった。

(死亡災害 (事故の型別))



(死傷災害 (事故の型別))



製造業においては、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害が多くを占めている状況を踏まえると、

- ① 機械ユーザーの事業者による労働安全衛生法令の遵守とリスクアセス

スメントの実施

② 機械を製造するメーカー段階でのリスクの低減

が災害を防止するための鍵となる。これらの実効を期するには、機械に関する危険情報についての機械メーカー等からユーザーへの適切な通知、災害が発生した機械について、その災害発生要因をユーザーから機械メーカー等にフィードバックする新たな取組も必要である。

なお、災害が多発していた食品加工用機械については、作業の特性を踏まえつつ、スライサーなど危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などを義務づける労働安全衛生関係法令が昨年10月に改正されたところであり、引き続き、その周知が必要である。

(2) 建設業の災害発生状況

(ポイント)

- ・建設機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」災害、電気設備などによる「感電」災害等が大きく減少し、死亡災害は342人（前年比25人・6.8%減）と大幅に減少（平成23年と並んで過去最少）した。
- ・死傷災害は17,189人（同116人・0.7%増）と増加し、そのうち約3分の1が「墜落・転落」災害であった。

(解説)

建設業の労働災害は、足場、斜面、屋根、開口部、階段、はしごなどからの「墜落・転落」災害が多発しており、死亡災害の約半数（46.8%）、死傷災害の約3分の1（34.8%）を占めている。近年これらの割合はほとんど変化していない。建設業の具体的な災害事例としては、

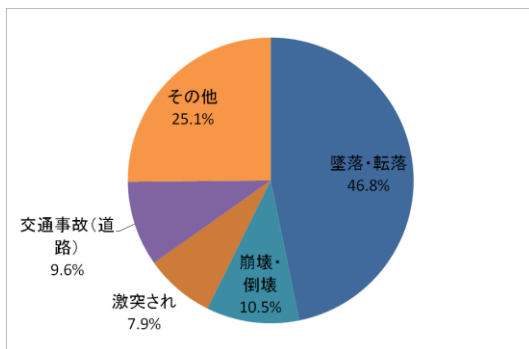
- ・足場、屋根、開口部付近などでの作業中に手すりがない等の墜落防止措置の不備により墜落

が多数を占めるが、このほか、

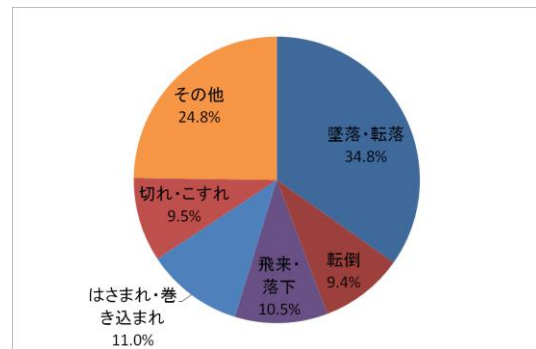
- ・路肩が崩落して運転中の建設機械ごと斜面を転落
- ・後進してきた建設機械などに作業中の労働者がはさまれ
- ・移動式クレーンでつり上げ、搬入中の資材が落下して労働者に激突

などがある。

(死亡災害 (事故の型別))



(死傷災害 (事故の型別))



今後、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、建設投資額の増加に伴い工事量の増加が見込まれる中、足場からの「墜落・転落」災害の防止対策を推進するとともに、はしご、屋根等からの「墜落・転落」災害を防止するための機材・手法を普及させる必要がある。また、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯を普及させる必要がある。

さらに、建設業への新規参入者等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る必要がある。

(3) 陸上貨物運送事業の災害発生状況

(ポイント)

- ・過半数を占める交通事故が大きく減少したことに伴い、死亡災害は107人（前年比27人・20.1%減）と大きく減少した。
- ・一方で、死傷災害は14,190人（同356人・2.6%増）と増加し、これには、「墜落・転落」の169人（4.4%）増、「転倒」の91人（4.6%）増が影響している。また、死傷災害全体のうち、約7割は荷の積み降ろし作業中に発生した。

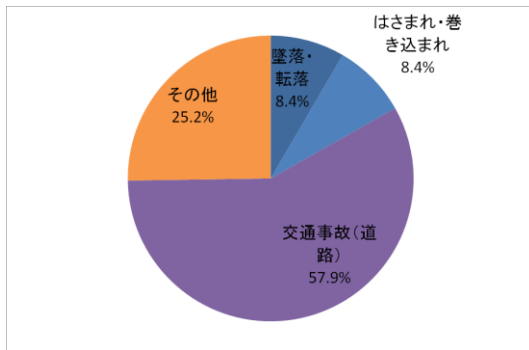
(解説)

陸上貨物運送事業の労働災害は、死亡災害では交通事故が最も多いが、死傷災害では以下のような荷の積み降ろし作業中に発生したものが多くを占めている。

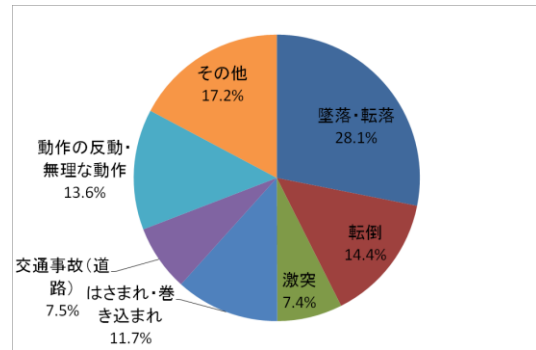
- ・トラックの荷台などからの「墜落・転落」
- ・荷を台車等へ移し替える際などの「無理な動作・動作の反動」
- ・荷の運搬中の「転倒」
- ・台車やフォークリフトなどによる「激突」、「はさまれ・巻き込まれ」

これらの中でも「墜落・転落」災害は28.1%を占めているが、「転倒」「動作の反動・無理な動作」による災害の割合が増加しており、平成16年では合わせて22.7%だったが、平成25年には28.1%と5.4ポイントの増加となっている。

(死亡災害 (事故の型別))



(死傷災害 (事故の型別))



これらの内容から、荷役作業中の災害に焦点を当てた災害防止対策が必要であるが、荷役作業は、運送の都度、荷の種類や積卸し場所が異なること、陸上貨物運送事業の労働者は自社からの直接的な指示・支援が受けにくいことから、労働者の安全衛生教育の徹底、荷主による安全衛生対策の取組の促進等を求められており、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を促進していく必要がある。また、陸上貨物運送事業の労働者に荷役作業を行わせる場合には、身体的負荷を軽減するために荷役機械を使用させる、荷役作業前にその労働者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成するといったように荷主、陸上貨物運送の事業者、労働者それぞれの取組の促進が求められている。

さらに、労働者の過重労働等をきっかけとした交通事故等を防ぐために、着荷時刻を調整できるよう荷主先に呼びかけるなど陸上貨物運送の事業者が適正な運行管理を行えるよう協力を呼びかけるとともに、本年2月に国土交通省で発表された「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」により陸上貨物運送の事業者と荷主の役割分担が適切になされるよう対応を促していく必要がある。

(4) 第三次産業の災害発生状況

①小売業

(ポイント)

- ・死傷災害は、12,808人（前年比291人・2.2%減）と減少した。
- ・事故の型別では、「転倒」「動作の反動・無理な動作」「交通事故」（道路）において減少した。
- ・安全の担当者（安全管理者又は安全衛生推進者）の選任義務のない業種（自動車小売、新聞販売、その他の小売業）の死傷災害が小売業全体の約8割弱（78.0%）を占めている。

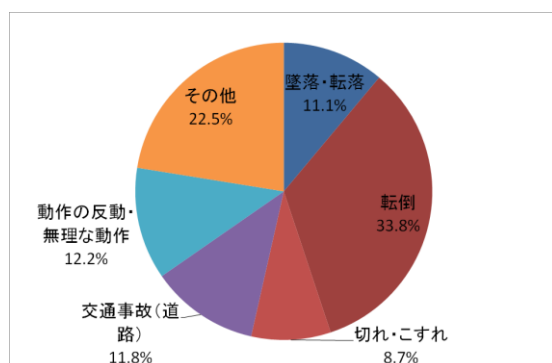
(解説)

小売業における死傷災害を事故の型別に見ると、「転倒」（33.8%）、「動作の反動・無理な動作」（12.2%）、道路上の「交通事故」（11.8%）の順となっている。この中でも、「転倒」の割合が増加傾向にあり、平成16年と

比較すると 5.7 ポイントの増となっている。また、事故の型別の具体的な事例としては、

- ・調理場等の水で濡れた床を滑る、通路に置いた荷物や段差につまずくなどによる「転倒」
 - ・荷物を持ち上げようとした際の「動作の反動・無理な動作」による腰や膝などの負傷
 - ・営業活動中や配達中の「交通事故」
- などによる災害が見られる。このほか、
- ・階段や脚立からの「墜落・転落」
 - ・調理場で包丁等刃物を使用中に手を切る「切れ・こすれ」
 - ・荷物を運搬中に台車に足をひかれる「はさまれ・巻き込まれ」
- などが見られる。

(死傷災害 (事故の型別))



これらの内容を踏まえると、小売業では、多発している「転倒」「動作の反動・無理な動作」、道路上の「交通事故」などの対策が重要となる。しかしながら、これらの災害は日常生活でも起きうる災害であり、災害防止に向けて、まずは事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要不可欠である。

その上で、4 S (整理・整頓・清掃・清潔) の普及・徹底などを行う必要がある。

特に、安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務づけられていない業種における死傷災害が小売業全体の 8 割弱 (78.0%) を占めている現状にあることから、厚生労働省では、本年 3 月に、これらの「安全担当者」の選任義務のない業種に安全推進者を配置するためのガイドライン (労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン) を策定し、安全管理体制の構築を推進することとしている。

②社会福祉施設

(ポイント)

- ・死傷者数は 6,831 人 (前年比 351 人・5.4%増) と大幅に増加しており、このうち、施設利用者の移動介助中等の「動作の反動・無理な動作」と入浴介助中等の「転倒」災害で全体の約 3 分の 2 を占めている。

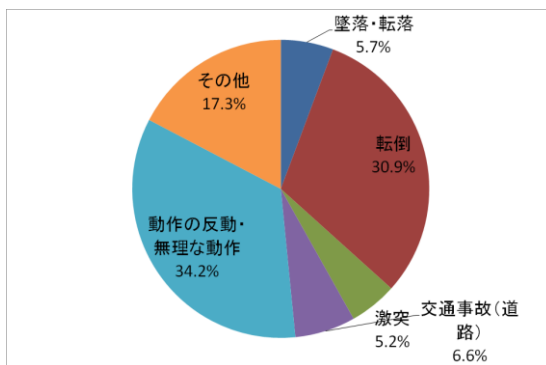
(解説)

社会福祉施設における死傷災害は、6,831 人 (前年比 351 人・5.4%増) と大幅に増加しており、事故の型別に見ると「動作の反動・無理な動作」

(34.2%)と「転倒」(30.9%)で全体の約3分の2を占める状況が続いている。具体的な事例としては、

- ・施設利用者をベッドから車いすに移乗する際の「動作の反動・無理な動作」による腰痛などの負傷
- ・施設利用者の入浴介助作業中に、床が濡れていたことによる「転倒」などがある。このほか、
- ・階段を踏み外したことによる「墜落・転落」
- ・施設利用者を乗用車で送迎する際に発生した「交通事故」などがある。

(死傷災害(事故の型別))



これらの内容を踏まえると、社会福祉施設では、特に多く発生している「動作の反動・無理な動作」「転倒」の対策が重要となる。

「動作の反動・無理な動作」による災害は、腰痛との関連が深いことが多いことから腰痛予防対策が重要である。昨年6月に「腰痛予防対策指針」

を改正し、適用対象を「福祉・医療等における介護・看護作業」全般に拡大して腰に負担の少ない介護介助法を示す等、対策を推進しているところである。

さらに、昨年より全国で腰痛予防対策講習会を実施し、指針の周知・定着を進めているところである。

また、「転倒」災害については、日常生活でも起きうる災害であるにも関わらず、1ヶ月を超える休業を要するものも多い。これを踏まえ、まずは事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要不可欠であり、その上で、4S(整理・整頓・清掃・清潔)の普及・徹底などを行う必要がある。

なお、社会福祉施設についても、その他の小売業と同様、安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない業種であることから、厚生労働省では、上述のガイドライン(労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)に基づき、安全管理体制の構築を推進することとしている。

③飲食店

(ポイント)

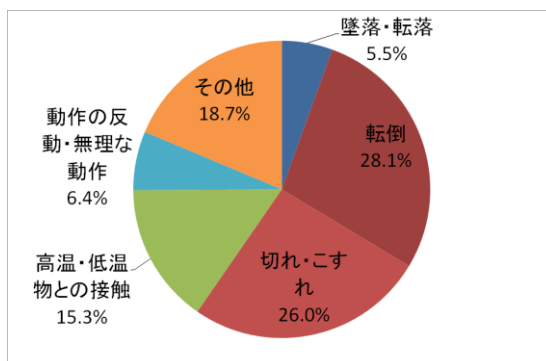
- ・死傷者数は4,416人(前年比41人・0.9%増)と微増した。
- ・最も多い事故の型である「転倒」災害が1,240人(同125人・11.2%増)と大幅に増加した一方、「切れ・こすれ」災害が1,149人(同39人・3.3%減)、「高温・低温の物との接触」災害が675人(同9人・1.3%減)となった。

(解説)

飲食店における死傷災害は、4,416人(前年比41人・0.9%増)と微増しており、事故の型別にみると、「転倒」(28.1%)、「切れ・こすれ」(26.0%)、「高温・低温物との接触」(15.3%)となっており、これら3つの災害の割合は、平成16年以降飲食店の災害全体の約3分の2を占めている。具体的な事例としては、

- ・調理場等水で濡れている床を滑る、通路に置いたあった荷物や段差につまずくなどによる「転倒」
 - ・調理中に包丁等刃物で手などを切る、食器の洗浄中に混入していた割れた食器で手などを切る、また、稼働中に食品加工用機械の手入れをしようとして誤ってスライサー部分に触れてしまうことによる「切れ・こすれ」
 - ・揚げ物調理中に高温のフライヤーの油がはねる、鍋の運搬時に転倒し、鍋の内容物が身体にかかることによる火傷
- などが見られる。

(死傷災害(事故の型別))



これらの内容を踏まえると、飲食店では、多発している「転倒」「切れ・こすれ」「高温・低温の物との接触」による災害防止対策が重要となる。

「転倒」災害については、日常生活でも起きうる災害であるにも関わらず、1ヶ月を超える休業を要するものも多い。

これを踏まえ、まずは事業者、労働者の双方とも安全に対する意識を高めることが必要不可欠であり、その上で、4S(整理・整頓・清掃・清潔)の普及・徹底などを行う必要がある。

また、「切れ・こすれ」災害については、調理場で刃物や食品加工用機械を使用する頻度が多いことを踏まえ、刃物の正しい取扱、4Sの普及・徹底、労働安全衛生法令に基づく食品加工用機械の取扱を徹底する必要がある。

さらに、「高温・低温物との接触」災害については、揚げ物の作業やフライヤーの油の交換等、高温物を取り扱う作業時には身体の保護具（耐熱手袋、エプロン、長靴等）の着用、スープ等高温の物を運搬する際には転倒の予防などを周知・徹底する必要がある。

なお、飲食店についても、その他の小売業や社会福祉施設と同様、安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない業種であることから、厚生労働省では、上述のガイドライン（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）に基づき、飲食店の安全管理体制の構築を推進することとしている。